

自由気球の飛行通報書
自由気球の飛行許可申請書

国土交通省大阪航空局

福岡空港事務所長 様

氏名又は名称	実施組織:佐賀熱気球パイロット協会
住所	〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島3-7-2 シヤトレ鍋島2-1F
並びに法人の場合は 代表者氏名	(会長) 福田 康弘
緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号	(通報書提出者) 諸田 智彦

- ・自由気球の飛行を行いたいので、航空法第134条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり通報します。
- ・航空交通情報圏等(佐賀航空交通情報圏)において自由気球の飛行を行うことについて、航空法第134条の3第1項ただし書の規定による国土交通大臣の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

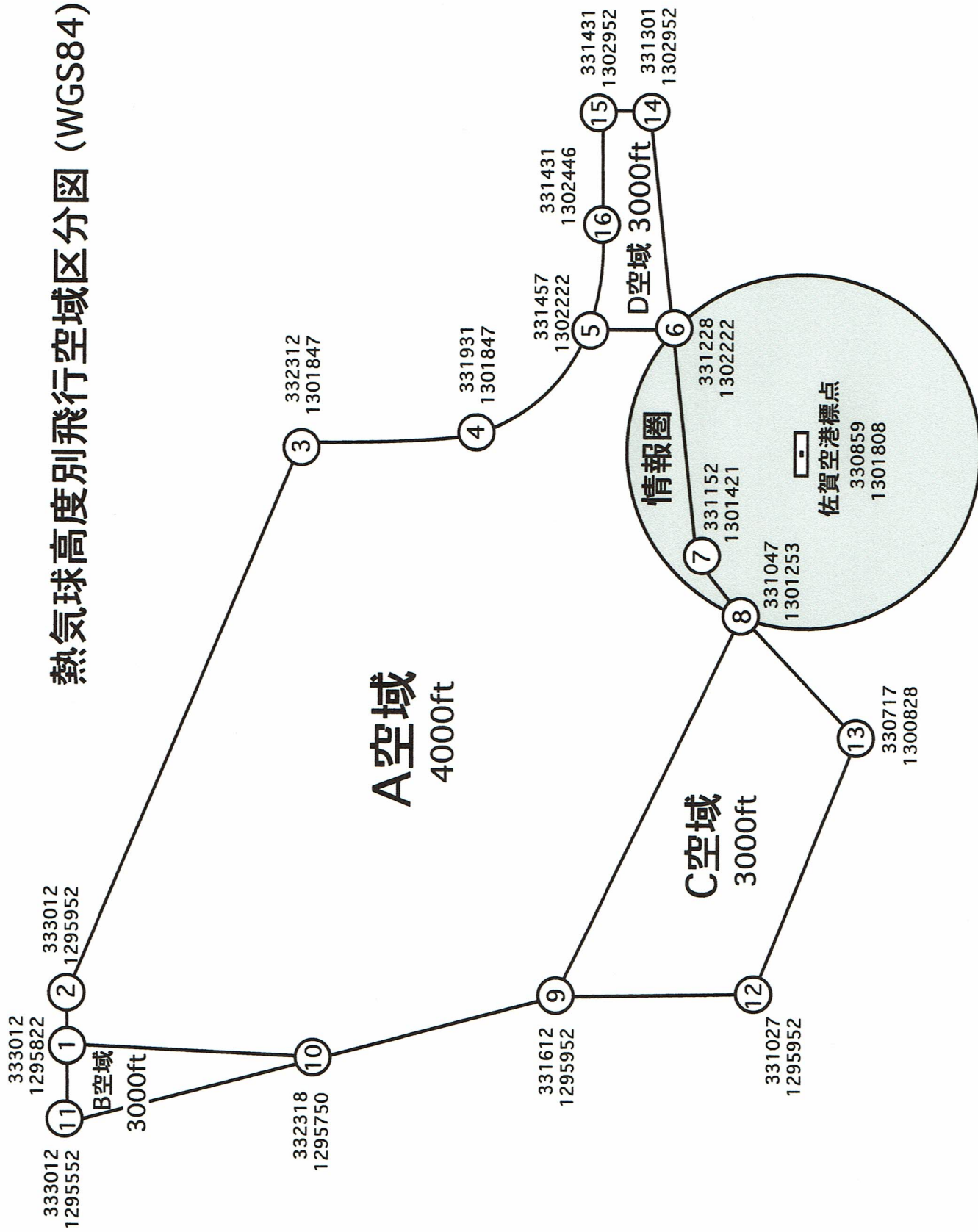
飛行の目的(許可申請の場合に限る)	熱気球の自由飛行		
飛行の概要	熱気球の名称 (又は計画コード名)	スポーツ用熱気球	
	飛行予定日時 複数の飛行の場合 の飛行開始及び終了 予定日時を含む 及び気象条件	2020年11月1日 から 2020年11月30日 まで 飛行時間 日出から日没まで 有視界気象状態(VMC)	
	飛行場所 (又は基地)	佐賀市周辺空域(別紙地図参照) 嘉瀬川河川敷を中心とする	
	気球の区分	その他の気球	
	気球の概要	総重量	300~600キログラム
		形状	ティアドロップ(涙滴型)
		直径	15~20メートル
彩色		7~12色(白・赤・黄・緑・青・紫・黒・ピンク等その他)	
灯火		無し	
標識等	JA-A-登録番号		
レーダー反射装置	無し		

飛行通報書添付資料

飛行日時	2020年11月1日 から 2020年11月30日 まで 飛行時間 日出から日没まで
飛行場所	佐賀平野周辺（区分航空図九州版、及び別紙地図参照）
飛行内容	熱気球による飛行 A空域：海拔 4000フィート以下 高度別空域 B空域：海拔 3000フィート以下 C空域：海拔 3000フィート以下 D空域：海拔 3000フィート以下
飛行条件	有視界気象状態（VMC）及び、日本気球連盟「熱気球自由飛行安全規定」を順守
使用熱気球	日本気球連盟登録気球（NKR）JA-A-0100～JA-A-1700の内、約40機
飛行責任者	熱気球パイロット（日本気球連盟ライセンス所有者）
飛行実施組織	佐賀熱気球パイロット協会
飛行空域	<p>高度別飛行空域</p> <p>A空域：(1)N33° 30′ 12″ E129° 58′ 22″ ・(2)N33° 30′ 12″ E129° 59′ 52″ (3)N33° 23′ 12″ E130° 18′ 47″ ・(4)N33° 19′ 31″ E130° 18′ 47″ (5)N33° 14′ 57″ E130° 22′ 22″ ・(6)N33° 12′ 28″ E130° 22′ 22″ (7)N33° 11′ 52″ E130° 14′ 21″ ・(8)N33° 10′ 47″ E130° 12′ 53″ (9)N33° 16′ 12″ E129° 59′ 52″ ・(10)N33° 23′ 18″ E129° 57′ 50″ 以上10点に囲まれた、海拔高度4000フィート以下の空域</p> <p>B空域：(11)N33° 30′ 12″ E129° 55′ 52″ ・(1)N33° 30′ 12″ E129° 58′ 22″ (10)N33° 23′ 18″ E129° 57′ 50″ 以上3点に囲まれた、海拔高度3000フィート以下の空域</p> <p>C空域：(9)N33° 16′ 12″ E129° 59′ 52″ ・(8)N33° 10′ 47″ E130° 12′ 53″ (13)N33° 07′ 17″ E130° 08′ 28″ ・(12)N33° 10′ 27″ E129° 59′ 52″ 以上4点に囲まれた、海拔高度3000フィート以下の空域</p> <p>D空域：(5)N33° 14′ 57″ E130° 22′ 22″ ・(16)N33° 14′ 31″ E130° 24′ 46″ (15)N33° 14′ 31″ E130° 29′ 52″ ・(14)N33° 13′ 01″ E130° 29′ 52″ (6)N33° 12′ 28″ E130° 22′ 22″ 以上5点に囲まれた、海拔高度3000フィート以下の空域</p>

<p>飛行空域</p> <p>エ リ ア 別 飛 行 空 域</p>	<p>エリアⅠ:(11)N33° 30' 12" E129° 55' 52" ・(2)N33° 30' 12" E129° 59' 52" (3)N33° 23' 12" E130° 18' 47" ・(18)N33° 20' 38" E130° 18' 47" (19)N33° 20' 19" E130° 08' 29" ・(9)N33° 16' 12" E129° 59' 52" 以上6点に囲まれた空域</p> <p>エリアⅡ:(9)N33° 16' 12" E129° 59' 52" ・(19)N33° 20' 19" E130° 08' 29" (18)N33° 20' 38" E130° 18' 47" ・(4)N33° 19' 31" E130° 18' 47" (5)N33° 14' 57" E130° 22' 22" ・(6)N33° 12' 28" E130° 22' 22" (7)N33° 11' 52" E130° 14' 21" ・(13)N33° 07' 17" E130° 08' 28" (12)N33° 10' 27" E129° 59' 52" 以上9点に囲まれた空域</p> <p>エリアⅢ:(5)N33° 14' 57" E130° 22' 22" ・(16)N33° 14' 31" E130° 24' 46" (15)N33° 14' 31" E130° 29' 52" ・(14)N33° 13' 01" E130° 29' 52" (6)N33° 12' 28" E130° 22' 22" 以上5点に囲まれた空域</p> <p>エリアⅠ、エリアⅡ、の空域区分は八幡岳(N 33° 16' 48" E130° 01' 41") 天山(N 33° 20' 19" E130° 08' 29") 金立山(N 33° 20' 38" E130° 18' 15")の山頂を結ぶとする。</p>
<p>飛行条件の補足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離着陸に際し、佐賀空港事務所の自動通報管理システムに連絡する ・ 飛行エリア変更の際は、佐賀空港事務所へ通報する ・ 佐賀航空交通情報圏内に進入の際は、佐賀空港事務所へ通報する ・ 陸上自衛隊目達原飛行場の管制圏を除く (目達原飛行場座標 N33° 19' 31" E130° 24' 49") ・ 陸上自衛隊目達原飛行場の管制空域に接近する場合は速やかに着陸体制をとる。 もし管制圏内に進入した場合は高度500ft(150m)以下とし、目達原飛行場に 飛行現在地、進行方向を速やかに通報し、着陸後は飛行終了の連絡をする ・ 高度、空域を遵守し、飛行の実施を行う

熱氣球高度別飛行空域区分図 (WGS84)



熱気球エリア別飛行空域区分図 (WGS84)

